

令和2年 第11回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和2年11月25日(水)

## 令和2年 第11回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和2年11月25日(水)	開催場所	上里町コミュニティセンター多目的室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時00分		
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし		
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	×
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	○
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	×
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和2年第11回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号7番 蓮 博政 委員 議席番号8番 尾崎 保幸 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第38号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長  事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、1,500㎡、青地であり、地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約380m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は4,183㎡、うち自作が2,355㎡、借受地が1,828㎡でございます。従農者数は2人、機械に関してはトラクター1台、田植機1台、トラック1台等を所有し、作付品目は米、野菜とのことです。譲受人は70歳の専業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、外1筆 2筆併せて2,211㎡、青地であり、地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約4,400m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は4,352㎡、すべて自作でございます。従農者数は5人、機械に関してはトラクター2台、トラック3台等を所有し、作付品目は米、野菜とのことです。譲受人は46歳の兼業農家であり、経営規模拡大の為申請とな</p>

<p>日程第3 議案第39号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p>	<p>りました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	<p>戸矢 活夫委員</p>	<p>1 番について 問題ありません。</p>
	<p>金井てる子委員</p>	<p>2 番について 問題ありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は通常案件2件、一時転用1件になります。 1番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ (株)〇〇 〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇 〇氏外2名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 外1筆、計2, 044㎡、地目は畑、権利内容 は所有権移転の売買、転用目的は建売分譲住宅5棟、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興 地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。申請地周辺には、住宅に囲まれ、また大型商業施設にも</p>

		<p>近く、住宅需要が見込まれるため、申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 267㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしております子どもの成長に伴い、自己用住宅を建設するものです。</p> <p>3番ですが、賃貸人 上里町大字〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、賃借人 本庄市〇〇△△△ (株)〇〇 〇〇です。土地の所在は大字〇〇△△△外3筆 合計13,493.6㎡、地目は畑、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場・搬出入路です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の青字になります。砂利採取後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。</p>
	議長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。</p>
	坂本 茂 委員	<p>1番について 問題ありません。</p>
	坂本 正 委員	<p>2番について 問題ありません。</p>
	蓮 博政 委員	<p>3番について 問題ありません。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	坂本 茂 委員	<p>1番について、譲渡人が合計3名とありますが、どういうことですか。</p>
	事務局	<p>1つの筆は1名の所有です。もう1つの筆は2人の共有名義になっておりますので合計3名になります。</p>

	坂本 茂 委員	わかりました。1番についてもう1つ質問です。建売分譲住宅とありますが進入路が4メートルないと思うのですが、問題はないのでしょうか。建物を作るときは4メートル道路がないと消防法でひっかかるのではないのかと思い心配ですが大丈夫でしょうか。
	事 務 局	この件につきましては、熊谷安全センターに確認しまして、今回4メートル道路で建築確認が下りると了解いただいております。
	坂本 茂 委員	そうですか。ちょっと見たら4メートルないように見えてましたが4メートルあり、問題ないのですね。それから、2番について、第1種農地で農業振興地域内の青地ですが、一般住宅とありますが問題ないのですか。
	事 務 局	こちらは青地ではなく、農業振興地域内の白地です。白地の第1種農地になります。
	坂本 茂 委員	白地ですか。白地の第1種農地というのがよくわかりません。
	事 務 局	白地の中に農地区分で第1種農地、第2種農地、第3種農地があります。青地につきましては1種、二種、3種とは言いません。青地につきましては、農用地区域ということになります。
	坂本 茂 委員	土地改良区で蛇口がついているのは、すべて第1種農地だと解釈していたのですが、そういう解釈が違ったのですか。
	事 務 局	基本は基盤整備をして給水栓があるのが青地、農業振興地域内の農用地区域になりますが、何十年か前に、青地の見直しをおこないまして、集落に近いところにおきましては青地から白地に見直しておりますので、場所によっては給水栓があっても白地のところもございます。うちの方に図面があります。

その他	坂本 茂 委員	白地なんですね
	議 長	ほかに質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	その他について事務局より説明をお願いします。
[閉 会]	事 務 局	皆様の机の上に、今年度、農地パトロールをしていただいた結果の地図と農地の所有者等の一覧表を置かせていただきました。地図につきましては赤色で番号を入れてあります。この番号は所有者一覧表の一番左側の番号と合わせてあります。遊休農地の解消について、8月に地図をお配りした際に、スケジュールを示して欲しいという事でしたが、今回遊休農地となった筆について、第一優先は緑の筆、かつ地権者の方が知り合いの方、次には地権者が町内居住の方という順番で遊休農地の解消活動をお願いいたします。期間は来年7月までお願いいたします。
	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和2年11月25日

議 長

印

(蓮 博政 委員)

署 名 人

印

(尾崎 保幸 委員)

署 名 人

印